

令和2年4月28日

保護者 各位

川越市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業について（お願い）

日頃より、本市の教育活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、国において緊急事態宣言が出され、今もなおその状況下にあるところですが、埼玉県感染者状況は依然として増加傾向にあり、予断を許さない状況にあります。このような状況を踏まえ、川越市においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及びお子様の健康安全を考え、臨時休業をさらに延長することといたしました。

つきましては、下記のとおり進めてまいりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いたします。

記

1 臨時休業日の期間

令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）

※国や県の動向及び感染拡大の状況により、上記期間については変更される場合があります。

2 入学式・始業式について

再開後の入学式・始業式は中止します。

3 登校日等について

学年や学級を単位とする登校日、校庭開放については、当面の間実施しません。

※実施にあたっては改めてお知らせいたします。

4 児童生徒の受け入れについて

5月7日（木）からも引き続き学校施設及び学童保育室を利用し、児童生徒を受け入れます。

(1) 学童保育室を利用している児童

平日 8:30～18:30（15:00まで小学校施設・15:00以降学童保育室）

土曜日 7:30～18:30（土曜拠点学童保育室）

(2) 学童保育室を利用していない児童生徒で預け先がない児童生徒

対象：①小学校3年生以下または特別支援学級に在籍している児童

②中学校において特別支援学級に在籍している生徒

平日 8:30～15:00（学校施設）

※平日15:00以降及び土曜日はご利用できません。

※市のHPに掲載している「小学校における児童の受け入れについて」「中学校における生徒の受け入れについて」を参照してください。

5 その他

- (1) マスクの着用や手洗い、咳エチケットなど基本的な感染症対策を日常的に行うようご家庭でもご指導ください。
- (2) 登校再開に合わせマスクを着用できるよう、手作りマスクの作製等にご協力をお願いします。
- (3) 臨時休業中は、学習の時間を決めたり、ご家庭のお手伝いや適度な運動を実施したりしていただくなどし、引き続き規則正しい生活を送っていただけるようお願い申し上げます。
- (4) 不要不急の外出を控え、大勢の人が長時間同じ空間にとどまるような場所は避けてください。公園などの利用についても「混んでいたら利用しない」「いつもより短めに」「園内での飲食は避ける」などの配慮をお願いします。
- (5) 学校施設や学童保育における受け入れについても、ご家庭の状況も踏まえながら、できるだけ自粛してくださるようご協力をお願いいたします。